

# ★新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免審査判定フロー★

主たる生計維持者がコロナウイルスに感染し、死亡・重篤な傷病を負いましたか？

はい

※重篤な傷病とは「コロナウイルスの感染から治療の終了まで1か月以上の期間がある」ことをいいます。

いいえ

減免の対象となりません。

保険料の徴収の猶予については、  
長寿福祉課にご相談ください。

コロナウイルスの影響で減少が見込まれる収入は次のいずれかに該当しますか？

- ◆事業収入(営業や農業収入)
- ◆不動産収入 ◆山林収入 ◆給与収入

はい

減少が見込まれる収入は、前年と比較して、  
30%以上減少しますか？

減少が見込まれる収入区分の令和3年中見込収入額を算出し、令和2年中収入額と比較して30%以上減少しているかをご確認ください。(様式2)  
※収入区分ごとに計算してください。

はい

30%以上減少する収入以外の収入について

30%減少する収入以外の収入の「令和2年中の所得金額」が400万円以下ですか？  
※収入ではなく所得でお答えください。

はい

主たる生計維持者の収入が減少した理由は、  
下記のいずれかに該当しますか？

- ◆コロナウイルスの影響により、仕事を退職したため
- ◆コロナウイルスの影響により、事業廃止となったため

いいえ

いいえ

はい

減免の対象となります。  
下記の書類をご用意ください。

- ①介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ②様式1
- ③診断書等  
(コロナウイルス罹患のわかるもの)

減免の対象となります。  
下記の書類をご用意ください。

- ①介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ②様式1・様式2・様式3
- ③令和2年確定申告書の写し  
(確定申告した方のみ)
- ④令和2年の収入がわかる書類  
(給与明細や売上表など。確定申告書の写しがあれば不要)
- ⑤令和3年の収入がわかる書類  
(給与明細や売上表など)

減免の対象となります。  
下記の書類をご用意ください。

- ①介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ②様式1・様式2・様式3
- ③令和2年確定申告書の写し  
(確定申告した方のみ)
- ④令和2年の収入がわかる書類  
(給与明細や売上表など。確定申告書の写しがあれば不要)
- ⑤令和3年の収入がわかる書類  
(給与明細や売上表など)
- ⑥離職票や廃業届など

必要書類などが状況により異なりますので、  
鯖江市役所長寿福祉課窓口へご相談ください。

長寿福祉課介護保険グループ  
0778-53-2218